

発議第13号

北朝鮮の核実験に抗議する緊急決議について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成21年6月29日提出

提出者

議会運営委員長 横須賀 靖

北朝鮮の核実験に抗議する緊急決議

日本は、広島、長崎の二つの都市を一瞬にして破壊され、多くの命を奪われた唯一の被爆国として、非核、平和の世界を希求し続けてきた。

しかるに、北朝鮮は去る5月25日、国連決議や6カ国協議共同声明、さらには、日朝平壤宣言に反して、2回目の地下核実験を強行した。

国際社会の多くが、こうした行動に対して非難し、国連安全保障理事会も、北朝鮮制裁決議を採択したにもかかわらず、北朝鮮の一連の行動は、わが国を含むアジア地域と世界の平和と安全を脅かすものであり、極めて憂慮すべきものである。

北朝鮮の度重なる核実験は、国際的な核不拡散体制に対する重大な挑戦であり、唯一の被爆国である我が国としては、決して容認できるものではない。

私たち流山市議会は、この暴挙に対し、強く抗議する。

政府においては、国際社会と協調し、北朝鮮に対して核兵器開発の中止と核の放棄を求めるため、断固たる行動を強く求める。

以上決議する。

平成21年6月29日

千葉県流山市議会